

資料 1・2

名張市総合教育会議運営要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき設置する名張市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（構成員）

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第3条 会議は、市長が招集し、議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると考える場合には、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示して会議の招集を求めることができる。

3 市長及び教育委員会は、会議において事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重するものとする。

（意見聴取）

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

（公開）

第5条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができます。

（議事録）

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の場合にあっては、非公表とすることができます。

（事務局）

第7条 会議の事務局は、企画財政部総合企画政策室に置く。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要領は、平成27年4月　　日から施行する。